令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

21

学　校　名	福岡県立八幡高等学校
課程又は教育部門	全日制

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもに関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そのために、事実を認知した場合一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的・計画的に対応する。また、関係機関や地域とも日頃から情報共有するなど積極的に連携を行っていく。

本校学校教育全体を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人との存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、安心して過ごせる「家族」のような学校づくりを目指していく。

本校の教職員についても、基本理念に則り、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を積極的に図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むことができるよう、情報交換の場や研修の機会を計画的に設定し、評価を行う。

（基本理念）いじめ防止対策推進法

第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが最も有効な対策になる。

いじめの未然防止の基本は、全ての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そのためには、教職員一人ひとりが学校いじめ防止基本方針の共通理解を図るための研修や指導力向上を図る研修を行い、教員の資質及び指導力向上に努めなければならない。

（１）教育活動全体をとおした取組（居場所づくり・絆づくり・自己有用感）

互いを認め合える人間関係、学校風土を生徒自らが作り出していくことが、いじめの未然防止の第一歩である。具体的には、わかる授業づくりを進める、全ての生徒が参加・活躍できる授業や行事を工夫することである。また、いじめの未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業、学校行事、特別活動、集団づくりを行う。

（２）道徳教育の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、全ての教育活動を通じて、適切なヒドゥン・カリキュラムを取り入れた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめの防止活動を生徒が主体的に行うことに対する支援や、生徒、保護者並びに教職員がいじめを防止の重要性に関する理解を深めるための啓発等に取り組む。

（３）具体的方策

①　学校の全ての教職員（部活動指導員を含む）に対して、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を確認し、それに則った「いじめ未然防止」「早期発見」「いじめに関する措置」についての取組方法について共通理解を図る。

②　いじめ防止等の講義・演習等の職員研修を実施する。この職員研修を通して、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよういじめ防止の感覚を高め、資質向上を図る。

③　学校生活アンケートを毎月実施し、生徒のわずかな変化を見逃さず、聞き取りや面談等を迅速に行い、いじめの未然防止に努める。

④　教職員が相互に指導の在り方に細心の注意を払うなど、常に留意する。

⑤　定期的に実施する「いじめ対策学校適応委員会」にて情報を共有する。

⑥　発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

⑦　部活動においては、健康・安全に留意し、良好な人間関係を構築するとともに、適切に部室や用具・部員の持ち物が管理できるように顧問が指導する。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つ。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃の教育活動全体を通して、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努めるとともに、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っていく。

（２）いじめの早期発見のための措置

学校におけるいじめを早期に発見するため、月１回は、いじめや学校生活に関するアンケート調査（各学期に１回無記名でいじめ発見のアンケート）を実施するとともに、相談ポストの設置や、４月・10 月を教育相談月間として設定する等、定期的ないじめの実態把握に取り組む。また家庭（家庭用チェックリストを含む）や地域とも連携し、児童生徒を見守っていく。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

①　いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

②　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

③　心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

④　インターネットやＳＮＳ等を利用した誹謗中傷やいじめに対して適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

②　生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

③　いじめと疑いのある事案を把握した段階で、速やかに「いじめ対策学校適応委員会」に報告し、職員で情報を共有し、「いじめ対策学校適応委員会」が中心となり、関係生徒から事情を聞き取るなど事実確認を行うとともに、教育委員会に管理職が第一報を入れる。

④　部活動において顧問または部活動指導員がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記③と同様の対応を行う。なお、部活動指導員の指導のもとで、いじめの疑いがある事案を把握した場合は、「いじめ対策学校適応委員会」に加わり適切に対応していく。

⑤　事実確認の結果は、「いじめ対策学校適応委員会」および教職員に報告するとともに、被害生徒・加害生徒の保護者に報告をする。

⑥　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（八幡東警察署）に通報し、適切な援助を求める。

⑦　部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

①　いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。

② 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや守秘することなどの学校の意志を伝え、できる限りの不安を取り除く。

④ 複数の教職員が協力し、生徒の見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。

⑤ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、家族など）と連携し、支援体制を作る。

⑥ 必要に応じて外部の専門家の協力を得る。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① いじめた生徒から、事実関係の聴取を行う。

② 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

③ いじめを確認した場合、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得て、保護者と連携し、適切に対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

④ 指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させ、教育的配慮の下、毅然とした対応をする。

○ 学校は、いじめた生徒について、いじめられた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒とその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

○ 生徒自身に自らの行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を構築させることが教育上必要であると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。

※学校教育法　第１１条「児童、生徒等への懲戒」

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。学級、部活動等の関係集団全体の話し合いなどを通して、いじめを許さない態度を養わせる。

② 全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（６）ネット上のいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

② インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該のいじめを受けた生徒又は保護者は、当該のいじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを伝え事案対処を支援する。

③ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも協力を求める。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめが「解消している」と判断するのは、「いじめ対策学校適応委員会」にて校長が行う。

１　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

２　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

①　学校は、県教育委員会を通じて県知事へ事態発生について報告する。

②　学校は、重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに「いじめ対策学校適応委員会」に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け、アンケートの実施や教職員や関係者等から聞き取りを行うなど適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

③　学校が調査を行う場合には、学校の設置者（県知事）は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

（２）調査結果の提供及び報告

① 学校は、調査を行ったときは、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。

② 学校は、県教育委員会を通じて県知事へ調査結果および防止策について報告する。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える。

６ いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ対策学校適応委員会

（２）いじめ防止対策推進法第２２条に係る組織の役割と機能

① 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策学校適応委員会」を置く。

② 構成員は、校長、教頭、生徒指導主幹、教務主幹、生徒指導課長、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育推進委員長、養護教諭、個々の場面に応じ、当該クラス担任に加え、関係の深い教職員（部活動顧問等）を追加するなど柔軟な組織とする。機動的に運用するために、学外の専門家（スクールカウンセラー、学校医など）により、適切な助言を得る。

（３）いじめ防止対策推進法第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

① 重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに（２）の組織を母体として、事態の公平性・中立性を確保できる組織を置く。

② ①の組織により、アンケートやその他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

７ 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

① 学校評価の項目に、「いじめの問題を隠さずに、いじめ対策学校適応委員会を中心に、いじめの実態把握や対応が迅速にできているか。」等を入れる。
② いじめ発見アンケートや個人面談、生徒情報交換会等を活用し、いじめの早期発見・早期解決に努める。
③ 評価結果を踏まえ、いじめの防止のための取組の改善を図る。